

会 議	田川市協働のまちづくり市民検討会議（第4回）
日 時	平成26年11月13日（木） 18:00～20:00
場 所	田川市役所1階 大会議室
公開又は非公開	公開
	<p>（委員）</p> <p>秋吉 亘、大場 恵美、佐々木 さゆり、鈴木 栄子、渡辺 一廣、 松嶋 義秋、原田 清隆、佐藤 利幸、石井 美登里、南 博、 大森 敏宏、二場 孝宜</p> <p>（欠席委員）</p> <p>井上 雅美、平田 繁子、武井 晋</p> <p>（執行機関）</p> <p>安全安心まちづくり課 課長 大原 一義、課長補佐 手嶋 伸久、 係長 清水 礼、主事 渡辺 阿津子、永野 陽輔</p>
傍聴人員 （公開した場合）	0人
議事・協議結果	
会議次第内容	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p> (1) 他市における自治基本条例について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
審議の内容	
<p>開 会 （事務局）</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第4回田川市協働のまちづくり市民検討会議を開会したいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>（会長）</p> <p>それでは、さっそく本日の会議に入って行きたいと思います。</p> <p>本日の会議の内容等につきまして、まず事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>（事務局）</p> <p>今日の会議につきましては、前回の会議で各委員さんにお配りしました近隣5市の条例をお持ちいただいて、それについての感想を述べていただきたいと思います。</p> <p>添付しているA3の書類が、各市町村を比較した表になっております。その後ろに、委員から意見を書いていたものを、お配りさせていただいております。また、5市の自治基本条例を全部揃えておりますので、他の委員さんが発表される時には、その条例を見ていただきたいと思います。</p> <p>（会長）</p> <p>ありがとうございます。今、事務局の方から資料説明がありましたが、もし不足等があ</p>	

りましたら途中でも結構ですので、事務局の方によって頂ければと思います。

簡単に少し解説をいたしますと、それぞれの市の人口規模とか、そういう基本的なことを1番上に記載してありますのと、この表の左側の項目に対応していることが、条例の中で位置づけてあるのかどうか、この表を見れば一目で分かるようになります。例えば基本理念ということで横に見ていくと、ある市では基本理念に該当する記述がないというのが分るとか、住民参加みたいな所を見てみると、市によってそれについてたくさん条例の中で、細かく書いてある所とまとめて書いてある所がある事が分かるというものです。

これはあくまで、今日というよりは次回以降に向けて、条例などを作る必要があるのか、作るんだったらどういうものがいいかを、見ていただくための1つの参考かなと思います。

前回、皆様に飯塚、嘉麻、宮若、宗像、糸島、それぞれ割り振りをさせていただきましたので、これから順次コメントを頂ければと思っております。

それでは、順にご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

条例について論じろと言われても素人でございます、それで見たまの事を表現させていただきました。私の条例の感想と申しますか『この辺がよく纏まっている。』とか、『この辺が非常に良いんじゃないか。』という所を、抜き出しさせていただきました。

今、会長からご説明がありましたようにA4資料の方に纏めてありますので、これを見れば私の意見というか感想と合致するのではないかと思います。それで1番良いと私が思ったのは基本理念の所でございます。市民条例これは最高規範ですよ、ということで位置づけられていますので、これに基づいて処々の行政執行がおこなわれるのではなかろうかというふうに感じました。その次に書いているのはA4資料にある通りでございます。まちづくりの基本理念とか基本原則、市民の権利、役割、それから市長、行政との執行機関の役割、義務、それから個人情報の人権保護ということで抜き出しさせていただきました。

(会長)

それでは、次の委員の方から同じく飯塚市についてコメントの方お願いをいたします。

(委員)

私も、飯塚市ではやはり基本的なことが書かれているという印象を受けました。私も含め、やはり協働のまちづくりというと市民参画というのが重要になると思いますが、この中に市民の参加のことについてや、市民の権利、市民の責務などについて、私達が最も関係する内容も書かれているんですけども、条例の内容を知らない人も多いのではないかなというのを感じました。ですから、市民が知らなければ条例があっても意味がないと感じたので、内容をわかりやすく市民が拝見しやすいような情報の提示の仕方も、工夫しなければいけないと感じました。

やはり、協働のまちづくりを考えると、市民と行政の立場を越えた積極的なそれぞれの参画が必要不可欠だと思いますので、市民の意識が高まるような内容が大切になると感じました。

(会長)

ありがとうございます。それでは、次の委員には嘉麻市の条例について、コメントの方お願いいたします。

(委員)

私は、嘉麻市の方の条例を2つの立場から見ました。1つは主婦という立場です。そちらの方から見た場合、具体的に何をどうしたらいいのかを、全く理解できませんでした。例えば、市民の権利、責務についてです。これは、嘉麻市の方も基本理念の部分では、『自治の主体は市民であることを基本とする』ということにはなっていますが、市民の権利としてはお互いに対等な立場で市政に参画する権利を有すとか、市の有する情報を知る権利を有すとか、市民は良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する、責務としては自治体の主体であることを認識し、市政への参画にあたっては自らの発言と行動において責任を持つものにする等あるんですが、具体的にこれを読んだ場合に、自分は何をすべきなのか、どうすればいいのかということ、主婦の立場から見ると全く理解ができず、やはり傍観者のまま受動態でいてしまうのではないかなと思いました。

そして、もう1つは社会人として見た場合です。この場合は、こんな基本的な所を条例に策定して何が変わるんだろうかと、本来元々こうあるべきなのではないかというような条例でしたので、例えば職員の責務とかですね、職員は政策能力の向上のため常に自己研鑽に努めるとともに市民の視点に立って公平かつ誠実かつ迅速に職務を遂行しなければならないとかですね、これ一般企業では当然のことです。それをわざわざ条例として書く必要があるのでしょうか。職員は職務の遂行にあたっては法令、条例を遵守しなければならない。これも一般社会では当然のことです。これが出来てなかったから条例にしたのか、それとも本気で条例を考えてなかったのかっていう、ちょっと厳しい目で見てしまいました。

本当は、田川市に条例を作るのであれば、具体的に一般の家庭の中にいる主婦でも分かり易い具体策を示してあるとか、情報を得るためにはどういうことをすれば情報を得ることができるのかであるとか、そういう所まで具体的に発信する必要があるのではないかなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。次の委員にも同様に嘉麻市の条例についてお読みいただいております。ではお願いいたします。

(委員)

私も嘉麻市の方の条例を読みまして、まず読んでよかったなと思ったのは、良い点は自治基本条例で必要性から考えてみると、嘉麻市の条例の住民と行政の関係のあり方を、今、言われたんですけど、具体的に明確に文章化しているということは、はっきりと立場や権利とかが評価できるのかなと思いました。

それともう1点は、この条例が自治体運営の基本的な枠組みを定める自治体の最高規範ということで、全部に書かれているっていうことは良いかなと感じました。

逆に、少し気になった点が、第4条で主体は市民であるということが謳われています。そして、その後に第5条に市民自治の原則と市民の定義についてという文言が入っているんですが、その時に市民の中にも色々いらっしゃるんで、在住の外国人とか通勤者とかそういう具体性が全然書かれてなかった所が少し気になりました。その中で、やはり第9条の住民投票についてもどこまでの範囲にするのかということも、この条例では謳われてな

いのが少し気になる点だと思います。

それと全体的に、非常に雛形のようにおりこうさんな条例なんだなというふうに感じました。ですから全然オリジナリティがないので、これは市民が愛着を持って見るんだろかなというのを少し感じましたので、もし田川市が作るのであれば、もうちょっと女性でも子どもでも分かり易い条例を作っていただけるようにしていただけたら助かるなというのが私の感想です。

(会長)

ありがとうございます。あと嘉麻市については、もう1人の委員にもお読みいただいております。皆さんのお手元にペーパーがあらうかと思います。私から読ませていただきます。

~~~~~

嘉麻市の条例の目的は、市民が主体の自治の実現を掲げています。

嘉麻市同様に、田川市も石炭産業を基盤に栄えた町で、石炭から石油へ変換し今では人口が激減し現在に至っております。国から地方へ市民が参画し、私達の住みよい社会を作っていることとはとても必要だし、昔、米国のケネディが言った言葉に『国民はアメリカ社会に何ができるか』と申しました。私達が協働のまちづくりを進めるためには草が生えていれば自ら草刈をし、ゴミはきちんと分別し、人に迷惑をかけない、学童を守り、高齢者を優しく見守る、私達の住環境、教育、医療、地域の振興、福祉の充実を取り、組む必要性を感じます。主役は市民です。誰もが住みたい田川を育てるために自治基本条例を必要とした皆さんの知恵を絞り制定することを望みます。

~~~~~

ということで、嘉麻市のご感想とご自身の自治基本条例というものに関するお考えを纏めていただいております。

それでは、次からのお三方は宗像市についてお読みいただいております。

(委員)

宗像市の条例ですが、私は市からの参加ですので感想とかいうところは控えたいと思うのですが、条例の中のポイントだけ話したいと思っております。

お手元にある資料を、ここの部分ということで指し示しながらお話したいんですが。まず、条例の名称です。宗像市の条例は、宗像市市民参画協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例ということで、皆様方がお読みいただいた他の市の条例とは名称がちょっと異なります。他の所のものよりも視点を絞った形、市民参画協働コミュニティ活動の推進この3点に絞ったというような形で、ちょっと幅が狭いような感じの条例になっております。

3ページ目のところ、第4条というのがございます。ここから第4条、第5条、第6条で市の責務、市民等の責務、それから市及び市民等の共通の責務というのを書いております。この辺はおそらく他の市でも同じような形で書いてあるんじゃないかなと思います。

その次からが宗像市の独自という形になるんですが、第7条からがその3つに絞ったということでしたが、その内の1つ目、市民参画について、この第7条から書いていくという形になっております。この第7条でカッコ1からカッコ5までありますけど、ここに対

象が書いてあります。カッコ1だけ読みますと市の基本的な事項を定める計画等の策定または変更、カッコ2でまた難しいことがずっと書いてありますが、ここには市が重要な何かを決めるというようなそういうものが並んでおります。

そういう市が重大な何かを決める時には、第8条にあります。次に掲げるような手続きの内1つ以上を実施しなければいけないということで4つ書いております。市が重要なことを決める時にはそこに書いてある付属機関を設置するか、もしくは市民の意見を出してもらうような手続きをする、もしくは市民説明会を開く、もしくは市民ワークショップを開く、どれかを必ずしなければいけませんよ、というようなことがここで書いてあります。

それから、1枚おはぐりいただいて第13条のどこなんですけど、第13条の所で実施期間はと書いてありますが、市がその色々な手続きにおいて出された意見を考慮して意思決定を行うのですよということがここで書かれております。

第15条の所、今度は逆に市民から自らという時には、そこに書いてありますが、500人以上の連署を持って政策の提案を行うことができる、署名があれば提案もできますよというようなことがここで書いてあります。

それから、第22条には3行目の所から市政運営上の重要事項について住民投票を実施することができる、ということが書かれています。それから、そこまでが3点に絞り込んだ内の1つ目、市民参画のことが書いてあります。

第29条からが協働に関することです。協働に関することについては、第29条で協働を行う場合にはこんな5項目が重要ですよというようなことが書いてあります。そのカッコ1からカッコ5ですが、カッコ1情報共有し透明性の確保を図ること、それからカッコ2説明責任を果たすこと、カッコ3対等な立場に立ち互いに理解しながら目的を共有すること、カッコ4互いの自主性及び特性を尊重し合うこと、カッコ5それぞれが自覚と責任を持ちながら協力し連携すること、こういうことを重視しながら協働を進めて行きましょよということが書いておまして、実際には第34条の所で団体は市と協働を行うことにより、当該事業の効果をより高めることができると考えられる事業について協働事業の提案を行うことができ市民の側から協働事業の提案を行うことができる。そして第35条、市は市民等が希望する場合は、市民等が自主的に行う市民活動をまちづくりに活かし、その進展及び拡充を支援するよう努める、市民の側から協働事業の提案を行うことができ、そして市はその進展及び拡充を支援するよう努めるということが書いてあります。3つに絞った3点目ですけどコミュニティ活動の推進というのが第36条から書かれておまして、第36条地域住民はコミュニティ活動に積極的に参加するよう努める。そして第37条で地域住民の自主的な組織としてコミュニティ運営協議会を置く、ということで宗像市の場合はコミュニティ活動の推進のために、コミュニティ運営協議会を置くということがここで定められております。

それから第45条ですが、第45条に宗像市市民参画等推進審議会を置きますということが書いてあります。ここの中でその2項、2のカッコ1からカッコ3の所に宗像市市民参画等推進審議会が何をするのかというのが書いてあるんですが、市民参画手続等の進行政管理及び評価、それから必要な施策・方策等の研究、そしてカッコ3でその他必要と認める事項、そういったものを調査審議するような推進審議会を置きますよというようなこと

が書いてあります。

宗像市もそうですが、これらの位置づけが条例ですので確かに具体的な所までは書いておりません。これを見ただけでは何をするかというのはわからないので、この下にさらに詳しく考えて行くというのは必要だと思いますが、この条例の中では全体的な考え方というか、そういうのを書いていくというような形の構成になっているということでございます。

(会長)

ありがとうございます。では、次の委員をお願いします。

(委員)

私からは、今細かく宗像市の条例の内容について説明がありましたので、最初の委員さんからお話がありました最高規範性であるとか、条例ということについてお話をさせていただこうと思います。

まず、宗像市の条例については、他の4市と大きく異なる点も今お話がありましたが、一言で言うと他市が自治とかまちづくりとか幅が広いところについて書いていることに対して、宗像市は市民参画とか協働とかそういった焦点を絞ったものになっています。

条例というのは、いわゆる自治体が定める法になります。これをちょっと比較すると国の定める法がなにかって言うと、皆さんすぐ思いあたるのが法律、そして憲法というのがあります。憲法と法律というのは明らかに上下関係があります。これはもう法の形式が違うので、憲法に反する法律っていうのはそもそも制定できません。上下関係がありますね。ですけど、市が自治体で作る、議会で決めて作る条例っていうのは基本的に上下関係はないんです。形式はどれも一緒、条例ですからどれも一緒なんですね、なのでこれに上下関係をつけないと効力が上下っていうのは生じません。

今の条例で言えば、例えば福祉の関係の条例であるとか教育の関係の条例とか道路の基準とか建物の基準とか、それぞれの目的によって条例が横並びに制定されています。横並びの関係でも、こっちの条例よりもこっちの方を優先しなさいというような形で上下関係を定めるのですが、今回の宗像市以外の方針は、先ほど前文で最高規範というようなお言葉がありましたが、条文の中でですね。例えば、飯塚市の分でいえば第5条、嘉麻市であれば第2条、宮若市であれば第3条、糸島市でいえば第3条という事で条例の位置づけという決まりを書いています。その条例の位置づけのなかで最高規範があるとか全て、この条例を元に制定しないとイケませんよという上下関係と申しますか、それを定めています。ですから宗像市と他の4市では、宗像市は条例の位置づけというのはありません。

ですから、先ほど言いましたように、市の定める条例の中で市民の参画とかそういう分野の条例を定めているのが宗像市の条例、他の4市は市のいろんな全ての条例の上に立つ条例を定めた、というのがこの他の4市の条例になります。どういうことかということ、全ての条例の上にありますからその分の幅が広い。ですから例えば議会であるとか、総合計画であるとか、個人情報保護とか財政運営とか市の関係ある重要事項、それぞれ幅は違いますが、ある広い範囲で書いています。宗像市は焦点を絞っている。幅が広いという事は、逆に言うとその分掘り下げて書くことはできないということです。例で言うと、個人情報保護ということがこの自治基本条例に書かれている自治体があります。個人情報保護とい

うのが、今、ほぼ百パーセントに近い状態で各市町村で条例を定めています。だから、個人情報保護というのはすでに根拠があるんですね。市の責務等も決まっていますが、その上にこの条例を書くものですから、細かい内容はそちの条例で書いて、それよりもっと大きなこと、ですからすごい大きな基本的な考えであるとか理念ですね。そういうとこしかここに書けないんです。

先ほど、委員さんが具体的にというお話ありましたが、まさしくそこです。基本条例になれば一番細かい具体的などこではなく、その色々な条例や規則や色々な決まりはありますが、その上のもを書くためにどうしても抽象的な概念ですね、概念的な所を押さえている、そういうような規定になっているものがあります。逆に言うと、宗像市というのは焦点を絞っていますから、その分手続き的なものとか、人数が何人とかそういうような細かいとこまで定めている条例です。ですから、この違いというのは今後私たちが条例案を作成するのに大きなポイントの1つになるのかなと思います。何について定めようとするのかという所でその幅が決まりますから、その幅の広がったうえで最高規範の条例を定めるのか、それとも宗像市みたいに具体的な手続きを決めるのかがポイントになるのではないのでしょうか。

(会長)

ありがとうございました。本当は、ちょっと今のご意見について色々意見交換したい所ではあるんですが、一通りお話をいただいてからということだと思いますので、次の委員の方をお願いいたします。

(委員)

宗像市のこの条例を読んで、いわゆる公務でない立場で読んで1人になるかなと思います。これを読んだ時に、実は正直言って今は限定的にされていると言われたのは、まさにその通りで非常に手続きが書かれてあって、この今私達がしようとしている市民が身近な所から参画していこうと。もう行政まかせ市がやるんだよ、行政がやれよ、どこがやれよということではなくて、我々は何か参加しよう、私達ができることをやってみようよという機運も、市民に持ってもらおうっていうことは、おそらく市の大きな狙いであろうと、自治体の狙いであろうというふうに思うんですね。そう思ったときに、この宗像市の条例を読んで本当に参加したくなくなってしまうような印象を受けました。まず前文です。前文を全部読んでいたら、最後まで読み終わった時はくらくらして何を書いているかよく分からないというような形です。

簡単かもしれませんが、君津市の市民協働のまちづくり条例、これ本当にものすごく簡単なもので、それこそ当局側の方から見るとこれじゃちょっと不安だよというような内容のものなんですが、これを見ていると非常に分かり易くてっていうような所を比較しながら、それから最初にいただいた嘉麻市の基本条例と3つ比較しながら読ませていただきました。

細かく読んでいくと、例えば限定的にとさっきおっしゃいましたけれど、言葉が用語の意味についても市民等から始まってありますけれども、宗像市の分ですね、市民等で始まっておりませんが、その前に市民とは何かっていう定義はやはりいると思います。これは飯塚市をぱらぱらと見たら、飯塚市は市民ってというのがまず入ってきます。そういうふうな

基本的な所はもう分かっているだろうという形で抜けているんですけども、一般住民がこれを見た時に関わろうとして、どういう縛りがあるのかなって見た時に、やはりちょっと分かりづらい内容になっているっていうのが宗像市になっております。

市民が、主体的に主役はあなたですよっていう、持ち上げて下さる、そういうふうな条例を作るとすれば、そういうふうな形になるのではないかなと思います。そうなれば、この宗像市、全文見ていくとどうも置いている順番や例えばあともう少しこれは要望的なものでいいならば、その要望的なもので縛っていいようなものまで、全部ここに入れてきていてというのが、せっかく宗像気分によって作られたんだというふうに思いますけれども、欲張り過ぎの条例かなという印象は拭えませんでした。細かいことを言えば、並び方や色々キリはありませんが、大きく他の条例でできるものはもう他の条例にしますよと。要するに私達があなたたちが何をやるのですか、私達が何をやるのですよというふうなことを絞上げて、私達が協働参画していく時に、最低これだけは守って下さいねっていうふうなのが分かり易く書かれたものでないと、本来作ろうとする目的を達せないのではないかなという印象を受けました。それも、本当に率直な感想です。細かいことは言いませんけれども、そういう印象を持ちました。

(会長)

ありがとうございます。それでは、宮若市について次にお話をいただきますが、次の委員の方お願いをいたします。

(委員)

一生懸命読んだんですけど、感想らしきものが全く出てこないんです。それでこの文章が難しいなど、もう少し平易な言葉にならないのかなという感じです。最後は、私の方も読むのが嫌になりました。

この宮若の条例が、第1章から第6章まであって29条あるんですけども、『何々しなければならぬ』っていうのが24箇所ありました。さらに、『努めるものとする』というのが8箇所ありました。こんなに本当に読めるのか、というがんじがらめで、ご無理ごもつともなことは書いているんですけども難しいなど。それから『別に条例で定める』というのが5箇所ありましたから、これはまたこれ以外の条例が5箇所もあって、それも読まなきゃいけないというようなことのようにですけど、ちょっと難しいなというような気がしました。

今日、配布された宮若以外の4市のものも、ざっと目を通したらだいたい同じようなパターンで書かれていますので、条例というのはこういうふうに雛形というかサンプルがあって、それに少しずつ市の味付けをしているから、田川市にまだそういうのがないということであれば、田川市もずいぶん遅れてるんじゃないかというのが感想です。

(会長)

ありがとうございます。では、次の委員お願いします。

(委員)

私、この宮若市の条例を読んだ時に、大変すばらしい条例ができていたんだなと感じました。ただ、1つわかりにくいのが第5章の27条の2、市民活動団体は積極的に情報提供を行いとありますが、これが市民活動団体どこへ情報を提供すればよいのかというのを

ね、そのところがちょっと分かりにくくて。情報収集発信は、行政がきちんと窓口になるべきじゃないか、だから広報と活性化等は担当が密に行政が必要な支援を行うためには、どの地域で、どんな団体が、どんな地域貢献活動しているのか、どんな支援が必要なのか、どうやって継続・検証していくのかと、情報収集、着手、分析、検討する義務を、でなければ情報発信も支援もできないではないかと私は感じましたので、一応そのところ私は疑問に思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。それでは、糸島市について次の委員の方からお願いをいたします。

(委員)

これを読んだ時に、やはり行政さんの作る文章だなと。法律ですからね、第一印象ですね。読んでいて上手く抜け目のないように書いているけれども、これ読んだ後、率直に言ってじゃあ動くのかとゆう感じですね。隣組で話が何とかな、協働なんか条例を作ってから、というようなことを話しても、じゃあどう変わるのと、どうしたらいいのと、という質問を受けた時に伝えきれないというか、そういう感じでした。

それと、後になんとかの責務がいっぱい出てきます。『しなければならない』という言葉に非常に引っかかりました。法律用語なのかもしれません。もう少し柔らかい言葉で書かれると良いかなという感じですね。それと、糸島の中に、市民、議会、市長という言葉が出てくるんですけども、議員っていう、市議という言葉がないんです。他の条例を見ていましたが、しっかり、議員はこうあるべきだというのが書いています。議会という言葉で纏めているのかもしれませんが、ここに市議とか、議員とかいう言葉が出てくることによって、その職にある人達が自覚するかどうかということを思いました。

利用する立場で条例見たら、この1回目か2回目の会議に時にお伝えしましたが、日田彦山線とか後藤寺線を、ユネスコ山本ラインとか、そういう言葉にできないだろうかということをおっしゃっているんですよ、現実味があるかどうか分かりません。それを市のどこかに行くでしょ。そうすると、職員の責務の所に、職員は市民の意見、提案、要望等に対し状況を把握した上で、適切かつ速やかに対応しなければならないと。行政用の文言だと思います。非常に丁寧には対応していただけるんですけども、それから先の動きは分かりません。そういう縛りがこの中に入っていないと思っています。

それと、その協働ということで、市がいかに住民達の市民の要望を吸収するかということ、この中にちょっと具体的過ぎるかもしれませんが、書くとなると糸島の場合の中で市民意識の把握という所がありまして、市は責務的に、地域の事情及び市民の意思を把握するよう努めなければならない。どういうふうにして努めるかと書いてないですね。市、市民が自由に意見または要望を提出し、または提案することができるよう努めなければならない。ああ、そうですか、ということですね。

市民は自らの知識、経験、技術、思考、行動を積極的にまちづくりに活用するよう努めなければならない。これは市民の責務なんですね、これを退職してまでこういうこと書かれると、これは大変だなと思うんですね。逃げ出したくなるという感じがしたんですが、こども努めることができるかというような表現の方がいいかなということをおっしゃって、この

市の責務のところを見ると、こういうことを市民に責務として課しながら、市の責務の中にはこの言葉に対応するのがないんですね。そういう面で、ちょっとこれは無理だなと。

(会長)

ありがとうございました。それでは、次の委員の方お願いいたします。

(委員)

今、委員が指摘されたようにざっと見ますと、雛形過ぎな書き方でこれが全て出来上がっているような感じがします。例えば、締めくくりの中で『なければならない』とかが非常に多い。だからどのように努めなければならないのかが見えてこない、そういう所が、読んだ中では感じた点です。全体的に見たら、やはり役所で作る人々の雛形方式でやっているような感じです。だからこれを参考にして、これからの田川の基本条例をどのようにして持っていくか、ある程度具体的に詰めた所まで持っていかないと、ただ努めますよだけで物事を条例にするんだったらあまり意味が無い。だから、それに対してどこまでどういう具合に持っていくよ、とか色々なそのようなものを入れて、市民の目線で考えてやれるような基本条例が欲しいなと思います。私も、専門的な能力を持ってないから、単に見て素人なりに言っている訳ですが、そういう感じを受けました。

(会長)

ありがとうございました。各委員とも非常によく読み込んでいただいて、非常に、皆様充実したコメントをしていただきました。

今、コメントいただいたことについては、何が正解で何が間違っているとか、もちろんそういう性質のものでは全くありませんけれども、今後、田川の条例のあり方を検討していくにあたって、非常に参考になるようなご意見をいただいたところです。

飯塚市に関しては、基本的に最高規範性というものが持たれているということですね。そうした最高規範性を持つようなものについて見当していくにあたっては、市民の理解と協力をどのようにして得ていくというのはすごく重要なので、その辺り飯塚ではどうやったのか、あるいは今後田川でやる時には、市民の理解と協力をどのような形で得ていくのかという、策定にあたっての仕組みも考えていかないといけないという、そういうご指摘だと思います。こういった最高規範性があるような条例の方が、望ましいのではないかと、そういう事と思います。

あともう1点、書くべきことはきちんと書かれているのではということですね。ただ、こうした中身についてご存じない市民の方もおそらく多いと思われるので、市民が知らないという意味がないので、市民に分かり易く示されて、市民の士気が高まるような条例であるべきではないかということでもございました。

次に嘉麻市については、まず何をどうしたらいいのか、1人のお立場ということで考えたら、そこがずっと分からない。色々責務などが述べてあるけれども、具体的にどうすればいいのか分からないということであって、そのままと主体的に自分として参加しようということではなく傍観者のままになってしまうのではないかと、ということでした。

それから、もう1つの視点として、書かれていることを、特に職員の責務とかそういうことについては、そこに基本的なことを改めて定める意味が果たしてあるのだろうかとか、そういうことって当然もうきちっとやっているべきではないかという、そういうこ

とまで書かれているのではないかというふうなことで、ご指摘をいただいたところです。

それから、また同様嘉麻市につきまして、嘉麻市の良い点としては行政と住民の関係性についてはっきりと文章化されていることと、最高規範性について整理されているという点ですね。あと、市民というけれども色々な人がいて、例えばその住民投票について、その市民という方、どういう範囲を対象とするのか、そういったようなことを1つ考えておかないといけないんじゃないかということでした。形式が標準的で市の特性というのが少し感じられないんじゃないかと、田川で条例化する場合は市民に対して具体的で分かり易いものであるべきというご指摘でした。

それから、市民が主体の自治の実現を掲げていて、田川でも当然主役は市民なので、誰もが住みたい田川を育てるためにこうした自治基本条例は必要で、その際にたくさんの知恵を絞る最初の飯塚市でのご意見でもあったように、その策定のプロセスみたいなのが十分でないといけないのではないかというご指摘であったと思います。

宗像市については、これは自治基本条例という名称ではなく、市民参画協働及びコミュニティ活動の推進について関する条例ということで、こうした名称というのは特徴的であって、内容も絞っているということです。その中身について詳しく解説をいただきましたけれども、例えば市が重大な何かを決める場合に、市民参画を伴ういずれかの手段を講じなくてはならないことを市に対して義務付けているとか、あるいは政策についての一定の数の署名があれば政策提案できるという、後の方でご意見ありましたが、今は手続き的なことを具体的に細かく決めています。制度が条文化してあるということですね。

後、次の方からは宗像の条例とは、そもそも他の市の自治基本条例と銘打っているものと範囲とか位置づけが違うんですよ、ということでお話をいただきました。自治体の条例については、基本には横並びの関係というのが基本であって、宗像以外の自治基本条例とっているものについては、その条例が最高規範性をもつということをメインにしてある。宗像は、最高規範性ではなくてその横並びの中で、市民参画や協働やコミュニティ関連のことについて定めていると位置づけられるということでした。

最高規範性を持つっていうのがどういう意味を持つのか、というのを非常に分かりやすく解説をいただきましたけれども、要は細かいことは個別の条例で決めていくと、最高規範としては抽象的、概念的なことを示すので、返って具体的なことが書けないのではないかと、そういう問題提起でした。他の方からのご意見では、より具体的より分かりやすくといったようなところもございますけれども、そのときに、やはりここで問題提起いただいたような最高規範性をもつということというのが、どういう意味合いを持つのかということであってですね、ただもちろん持っても具体的なことが書けない訳ではないので、もちろん具体的に書けることと書けないことある訳ですけども、最高規範性を仮に持たせるとしても具体的なことを書いていくべきというのが、今日の会議の総合的な意見としては1つあるのかもしれませんが、こういったプロの観点から見ると、やはりこういう部分っていうのはすごく重要な点ではないかという問題提起であって、こうしたことは今後大きなポイントとしてこの部分というのは関わってくるだろうということでした。

次の方からは、範囲も限定的で手続きの言葉が細かく書いてあると、そういう意味ではその前の法務の立場からおっしゃてるようなことと、ある意味それと整合しているという

か、それはまあ裏返してみると手続きのことが書いてあるのがこれで、今田川で議論しようとしているような機運を高めるといったようなための条例じゃないんじゃないかということでした。非常に他市の例を見るとシンプルだけれども分かりやすいといったようなもので、またそれを読むと非常に機運が高まるというか、市民としてこういうことやらないといけないんだというような機運を醸成されるんじゃないかと。ただ宗像でやっているような手続き的なことが細かく書いてあると、返ってそこはよく分からないしあまり読む気にならないんじゃないかという、そういうふうなご指摘があったということです。

宮若については、文章がそもそもやはり難しく、より分かりやすく書かれるべき、尚且つ『しなければならない』が24箇所、何々に努めるとか努めるべきとかそういうのもあって、市民の観点からするとそんなにやらなきゃいけないのかというふうな印象を持たれるということであるし、また、別に条例を定めるというのも5箇所ある。これは先ほど宗像の最高規範性の議論のところであったのと、これもまさに整合する話ですけれども最高規範性を持つので具体的なことは別に定めるような形に、やはり法律とか条例のプロが作るとそういう作りになるんだなというところが的確に読み取っていただいているところだと思います。

それから、基本的に各市を見ていただくと自治基本条例というものについてはスタイルは同じで、その上に各市の味付けがされているんじゃないかということでした。

田川でこうものがないというのが、少し遅れているんじゃないかという問題提起もいただきました。

それから、良い条例だって個別に見ていくと、例えばその手続き的な話だとか、より具体性のある部分ですね、市民活動団体としてどのような形でどう取り組んでいくのかというのが、この方が、この自治基本条例だけじゃ少し分かりづらいというそういうお話でした。

糸島では、役所が作った文章という感じで、ただ抜け目無く作ってあるけれども、果たして物事がこれで動くのだろうかという印象だということですね。もっと柔らかい言葉で書いていくべきであるし、その議員という文言が出てこない、そういう部分が少し疑問であるということでした。それから例えば、具体的な何か政策提案等行おうとした場合、職員に話を持っていったら職員としてはそれをどう受け止めるかというのは分かるけれども、その後の流れだとか、この条例では具体的に分からない。私として、どう受け止めてどう努めていくのかが分からないといったようなご指摘でした。

それから、市民の責務などについてですね、表現をもっと工夫して書かないといけないんじゃないかということです。それからこれは糸島だけに限らない話かもしれませんが雛形的な書き方で書かれていて、何々しなければならないと書かれている言葉は多いけれども、じゃあ本当に具体的に市民が何をどうすればいいのかっていうのは、これだけだと分からないですねってことです。では田川で、こうした条例を作っていくにあたっては、具体的などころまで示さなければ意味がないのではないかと、市民の目線で市民が考えて取り組みが出来るような条例が必要ではないかと、ということでご意見をいただいたところです。

いくつか頂いたところでは、まさに共通している部分があって、1つは最高規範性みた

いなものを持たせるのか、あるいは限定的な横並びの中で、これについてはこの方を守備範囲にするんですよという形にするのかというのが、1つの大きな論点であったと思います。

それから2つ目は、最高規範性の話とも関連しますがけれども、市民にとってより具体的に何をすればいいのかとか、それをやることによって役所がどうしてくれるのか、してくれるのかっていう表現は、ともかく役所がどうするのかっていうのが条例の中ではっきり分からないと、それを分かるように書き込むのか書き込まないのかといったようなことはまた1つ議論があると思います。要は、手続き的なことを書くかどうかということですね。手続き的なことを書けば分かりやすくなるという部分もあれば、先ほど宗像のところでご意見があったように、手続き的なことを書けば量が膨大になったり、細かいことが書かれることになり過ぎるので返って手続き的なことがあると、分かり辛くなるんじゃないかといったような部分もあるのではないかというところがもう1つの論点だと思います。

3つ目が表現の問題ですね、何々しなければならぬとかそういう表現が果たしていいのかどうか、市民がもっと機運として盛り上がっていく、あるいは具体的にどうすればいいのかというのが分かるそういう気持ちになるような条例であるべきではないか、そういったような表現の問題ということですね。

あと最後ですね、作っていくにあたってのプロセスというか、より策定の過程から市民が盛り上がっていくような、そういうふうなものであるべきではないかと、市民の意見をより多く聞くべきではないかと。そういったような大きく4つぐらいの論点があるのではないかというふうに思います。

おそらく次回以降、今挙げていただいた4つの論点あたりの議論を踏まえつつ、田川でこうした市民参画ですとか協働ですとか、あるいは市の責務や市民の責務、そういったようなことを定めるような条例が必要かどうかといったようなことを、次回、それからその次の回あたりで議論していくにあたって、非常に重要な皆さんからのご意見をいただいたなというふうに考えました。

それで如何でしょう、皆さんのコメントをお聞きいただいて、どなたの意見が正しいとか正しくないっていうのはそういうことではないというのは先ほども申し上げました。もし、他の方のご発言ですとか、あるいは今、私が申し上げた論点だとかについて、もし何か、今の時点でコメントがお有りになる方いらっしゃればお願いをいたします。具体的に踏み込んだのはまた次回以降お話をすると。

では、委員お願いします。

(委員)

条例が出来た順番で並べてみました。宗像が一番古くて平成17年9月が施行なんですね。その次が平成20年代に入って、平成22年に嘉麻と宮若。そして飯塚はまだ案の段階じゃないかなと。丁度、検討しているという話を何ヶ月か前かにお聞きしていたので、まだ案かなというふうに思うんですけども。糸島は平成25年4月1日、今年の4月1日。だから、おそらく宗像市が作った時が『はしり』みたいな時期で、大変気合が入っていたんじゃないかなというふうに思います。それで、どういう前例とかそういうふうな参考とかもあまりするところが無く、また宗像市はこの前違う研修でお話お聞きしましたが、

一部地域ですけれども市民の気分が非常に盛り上がっていらっしやって、そういう意味で何か作ろうと。しかし、条例を作るプロではないというところで行政と一緒にあって、こういう時はどうするこういう時はどうするというふうに縛って行って、こういうふうな条例を作り上げたんじゃないかなと思います。

私が参考にしたという君津市は平成21年に作ってあるんですね。これと飯塚市と嘉麻市の見てみましたら、スタイルがよく似ています。まず、言葉遣いはですます調、嘉麻市は最初にこれをいただきましたが、これを読んだ時に、これ行政の方がメインになって作られたなと思ったんですけれども、その作った中でも非常にレイアウトでカバーをされている、分かりやすくカバーをされているというふうなところが工夫されてあるところですよ。何を申し上げたいかと言いますと、この宗像市が書いている、この中のこれからの時代にどういうふうにやっていくかというところで、地方分権から地域分権への流れをというふうに書いてあるんですけど、まさにこの通りで行政は今まではもたないんだと。だから、地域分権、自分達が住む向こう三軒両隣のその地域の中でのやれることを、市民の皆さん住民の皆さんやりましょうよって、それが上から上意下達で降りてきてこうしてくれああしてくは無理だから、皆さんの中から自分たちのやれること提案して下さいよってというふうな、自治の大きな流れではないかなって思うんですね。それならば、その骨格というかその目的というかマスト、これで言ったらマストですね、これを絶対外さないようにしないと、もう枝葉のところ、細かく、細かくなっていくと、何の為に私達これ何をしようとしているのかが見えなくなるので、やはりそういう意味では宗像市のこの条例っていうのは、おそらくこれから変わっていくであろうと推測されますけれども、手続き的なところに、それはもちろんあるべきだし無いといけないんですが条例の中にのせない条例の2番手ぐらいの、表現は何かわかりませんが、要綱になるのかあるいは運用になるのか何か知りませんがそういうような形で、これじゃあこうしたいですって市民が言ってきた時に、じゃあこうやって続きはこうなんですよってというふうにご説明する段階のものでいいのではないかなと。

マストがきちんと立てば、文章表現にしろ、持ってくるべきものにしろ、全て住民主役ということであれば、市民主役ということであれば、そこからいろんなものが肉付けされていくのではないかなと思いました。もし私達が作るのであれば、そこを見失わないようにしないといけないし、その議論っていうのはまだ出されていないと思うので、できればその議論もしてほしいなと思います。

(会長)

ありがとうございました。その辺りですね、田川で作る場合はどういう、もし作るのであればどういうスタイルのものであるべきかというのは、また改めて議論を出来ればというふうに思います。

あとすいません、1つ私の方から言い漏らしましたが、論点の4つでそのプロセスが重要だというご意見が1つ論点としてあったということですね。

前回のこの会議で、アンケートのことについてご議論いただきましたが、アンケートを実施しているところですので、次回のこの検討会議ではそのアンケート結果について見ていただいて、皆さんからご意見をいただくことになろうかと思います。

アンケートは、今回、何人に配るのでしたか。

(事務局)

1200人です。

(会長)

ということで、たくさんの方に参加いただくという上で重要なプロセスだと思いますので、今回は進行中だということになります。

その他、何か追加でご意見とコメント等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。今後、また改めて事務局の方で議事録を作られた上で、皆様のご意見について改めて漏れが無いような形で、何がどういう形で、こういう論点が皆様のご意見から出てきましたねというのを、改めて資料として今後お示しをして、皆様のご意見に基づく論点によって、また必要性などについて議論を深めていきたいと思えます。

それでは、本日の議題としては以上ということになります。

それでは、次第の3その他ということで、事務局の方から何かあればお願いをいたします。

(事務局)

次の開催日程は、アンケートの結果が出来しだい改めて通知したいと思えますが、1月に開催予定として考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(会長)

改めて、日程調節を事務局の方からしていただくということでした。

先ほど申し遅れましたけれども、アンケートの案につきましては委員の皆様から1月半ぐらい前ですかね、事務局に対してご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日用意されていた内容については以上となります。もし、追加で何かご意見等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

すいません、毎回疑問に思っておりますが、この会議はずっとこういう形で、今回次回はアンケートの結果が出てからということ、ある程度分析されてからくるんだろうと思えますが、それを見て私達が感想を述べ合うということでしょうか。3年がかりとはいうものの、その先が自分でイメージしていたものと違うような感じを最近受けておりますので、いつもこうやって感想を述べ合ったり、意見を言うことだけで終わるのか、いつの間にか条例を作る形になっているのかとかいうふうな気持ちがたまにします。

(会長)

私の認識では、いつの間にか条例を市が作っているということは、むしろ全くないというふうに思っています。

今後のスケジュール的なものについて、もし事務局の方からあれば大まかな形で結構ですので、次回、どのようなことをしてその次の回どのようなことをするのかとか、その辺りのスケジュール観というのはどのようなものになりますでしょうか。

(事務局)

次回につきましては、アンケートの結果についての報告をさせていただく形になると思

います。そして次回とその次の回で、条例が必要かについての検討を行っていただくという形になるかと思えます。

(委員)

議論不足ではないでしょうか。

(会長)

逆に、議論するための材料を、今いろいろ議論いただいているということだと思います。

例えば、前々回と前回では、そもそもその協働のまちづくり云々以前に、田川としてどういう将来であるべきだとか、あるいは協働っていうことでどういうことが必要なのかっていうのを、まず条例とか制度云々以前に、皆さんのお考えを整理していただいたという段階で、前はアンケートの中身とか手続き的な話でしたけれども、今回に関しては、他所で定められている事例ではどういうものなのかというのをご検討いただいたと。次は、そのアンケート具体的に田川市民の方が、協働だとかまちづくりの方針についてどういうことをお考えになっておられるのかという、そこで材料が揃ったところで議論をして必要性についてやっていくということだと思います。

おそらく、材料があまりないまま議論をしていくと、多分同じような議論を毎回毎回繰り返していくようなことになると思えますので、材料がある程度揃った段階で纏めて議論をするというのが、今回のこの会議の進め方になっているのかなと思います。

次回は、そのアンケートについて見ていただいて、そのアンケートだけで1回分終わるのではなくて、その後の後半からより踏み込んだ議論に入って行って、その次の次の回では1回分まるごと使って、その必要性だとか、作るんだったらこういうものであるべきだという、先ほど4つほど論点があるのではといういようなことでお示しをしましたがけれども、それについて委員間で議論をしていくという、そういうことかなというふうに思っております。

(委員)

スケジュール案で行くならば、平成27年度ぐらいから、そのアンケートの結果に基づいて、条例が必要かどうかという議論に入るという流れになろうかなと。3月なのか4月なのか分かりませんが、そういう形になるということですね。それは1回の議論で終わらなければまあ2回ぐらいかけてっていうようなこともありうる。流れから言ったら、平成27年度で議会まで議決っていうあれですけど、これはもう28年度までいっても構わないということですよ。

(会長)

その辺りは、行政の方でこういう形でなければいけないというのは行政が決めることではなくて、こういった会議の場で議論をしながら決めていくという話だと思っておりますので、それに合わせてその後のスケジュールというのは決まっていくのかなと思います。

(委員)

わかりました。そうすると、最近すこし感じていたのが、事務局から提案されてくる流れにただ乗っているような感じがあったんですね。それって、私達の役割かなっていうのがずっと疑問だったので、今の先生のお考えからいくと、私達の考え方が煮詰まって条例が必要だってなった時に、こういう条例だったらいけるんじゃないかというふうなことで

当局にご提案し、パブリックコメントをいただいて、議会にかけて議決して言うふうな手順で、これがずれてっても別段それはオッケーなんだというふうに理解してよろしいですね。

(会長)

私としては、そういうことではないかと思いますが。行政とちなみに事務局としてのお考えはどうでしょうか。

(事務局)

事務局から、今、若干スケジュールが押してどんどん後ろに行っているような状況ありますけども。我々は基本的に皆さんの考え方を尊重するというで行っておりますので、逆に言えば、我々は皆さんにお願いをして審査していただいているという立場でございますから。うちが提案してどうのこうのということではないんですが、できるだけ良いことは早く進めたほうがいい、ということで我々も協働のまちづくり、1日でも早く良いものにしてスタートしたいという形がありますので、できるだけ前に進むような議論で、どんどんやっていただきたいなと思っております。

(委員)

スケジュール的にはいいということですよ。

(事務局)

スケジュール的には、もうすでに若干遅れています。当初私達が描いていたのから若干遅れています。アンケートは本来だったら夏までには終わっている予定で、まだ少し遅れていますので、事務局としては、これ以上の遅れは出来ましたらご勘弁していただきたいと思っております。

(会長)

そういうことで、お願いできればと思います。ただ、あえて蛇足かもしれませんが、付け加えると、議論を尽くすことも重要ですが、極論すれば全員が全員同じ考えに一致するという事は、何の会議にしてもそうだと思いますけども、それはちょっと難しい場合もあるかもしれません。なので、もちろん議論はしていくことは必要ですけども、同じ部分での議論を何回も何回も重ねていくかどうかということについては、ある程度のタイミングのところで一定の意見集約を図りましょうということになるのではないかなと考えております。そういう意味では、次回と次々回での議論というのが、一つ重要なポイントなのかなというふうに思っております。

それでは、以上で第4回田川市協働のまちづくり市民検討会議を終了いたします。